

「瑞浪ポーノポーク祭り 2026」 実施要項



瑞浪ポーノポークイメージキャラクター
「ポーポーちゃん」

令和8年4月
瑞浪ポーノポークPR委員会

I. 事業概要

瑞浪ポーノポークPR委員会（以下、PR委員会）は、瑞浪ポーノポークの販売促進、特産品化のため、平成25年度より様々な活動を行っています。

平成27年度までは「瑞浪ポーノポークグルメスタンプラリー」を実施するとともに、「瑞浪ポーノポークグランプリ」を平成29年度までに全5回実施し、グランプリとなる店舗を来客の投票により選出してきました。

平成30年度からは出店者を飲食店だけでなく幅広く募ることを目的とし、順位を競わない形式に変更し、名称も「瑞浪ポーノポーク祭り」と改め、ポーノポークをより広くPRすることを目指したイベントを実施しています。

令和8年度は、「農業祭」及び「JRさわやかウォーキング」と同時にポーノポーク祭りを開催することでさらなるPRを行います。

1. 日 時 令和8年11月15日（日）
販売時間目安 9：30～14：30
2. 会 場 瑞浪市農産物等直売所 きなあた瑞浪
3. 事業名 『瑞浪ポーノポーク祭り2026』
4. 事業目的
 - ・瑞浪ポーノポークのPR
 - ・市内飲食店等のPRと連携
 - ・市内飲食店等の瑞浪ポーノポークメニュー開発
 - ・瑞浪市の観光及び特産品のPR
5. 具体的事業の展開
 - ・瑞浪ポーノポークと特色あるメニューのPR
 - ・瑞浪ポーノポークを使った飲食店のPR

II. 募集内容等

1. 出店募集数 7店舗程度
 - ・出店者数が多い場合は事務局での抽選により決定いたします。
2. 出店料 無料
3. 参加資格及び条件
 - ・参加資格は、飲食提供ブースは瑞浪市内において飲食店(旅館及びゴルフ場を含む)を営んでいる事業所、瑞浪市内の高等学校及び大学とします。
 - ・商品は瑞浪ポーノポークをメイン食材とした特色あるメニューであること（複数品目可）。その他のメニュー（ポーノポークを使用していないメニュー）の提供は不可。飲料及びアルコール飲料の提供は可。必要食材の確保については、各店舗で行ってください。メニュー名には「瑞浪ポーノポーク」と入れてください。
 - ・出店申込後、瑞浪ポーノポークPR委員会において審査を行います。審査により認定されたメニューに限り、販売できるものとします。詳細は、「Ⅲ販売メニューの審査について」をご参照ください。
 - ・販売価格は各出店者によって決めることができます。
 - ・申込書に記載した商品メニュー以外の販売はできません。
 - ・販売用の器は各店舗にて用意してください。

- ・当該イベント後も、瑞浪ポーノポークを使用した販売メニューを年間通じて店舗で提供できるよう、各出店者は努めてください。(店舗での販売単価は出店者の判断で結構です)
- ・チラシ及びSNS等による情報発信のため、委託事業者による販売メニューの撮影を行いますので、ご協力ください。
- ・出店者決定後、事務局から出店について説明を行います。

Ⅲ. 販売メニューの審査について

1. 審査基準

瑞浪ポーノポークがメイン食材として使用されていることを基本的な審査基準とします。具体的には、当該メニューにおいて瑞浪ポーノポークが主要な構成要素となっていること、並びにその特徴や魅力が来場者に伝わるよう、見た目や盛り付けに配慮された内容となっていることを基準とします。

2. 審査方法

審査は、出店申込書の記載内容及び販売メニューの写真に基づき、瑞浪ポーノポークの使用状況やメニュー全体に占める位置づけ、見た目や盛り付けの工夫等を総合的に勘案し、瑞浪ポーノポークPR委員会において行います。

3. 審査結果の通知

審査結果については、出店申込者に対し別途通知します。

4. 販売メニューの共有について

販売メニューは他の出店者と共有します。なお、販売メニューが重複した場合には、メニューの変更をお願いすることがあります。

Ⅳ. デジタルスタンプラリーについて

1. 概要

瑞浪ポーノポーク祭りにおける複数店舗での購買促進及び瑞浪ポーノポーク取扱店への誘客促進を目的として、デジタルスタンプラリーを実施します。

2. 実施方法

- (1) 来場者が対象店舗で500円以上商品を購入した場合、スタンプを1個付与します。
- (2) スタンプは、各店舗に設置する専用タグを、スマートフォンで読み込むことにより取得する方式です。
- (3) 複数店舗での購買促進を目的としているため、参加者が獲得できるスタンプ数は、各店舗1か所につき1個とします。

3. 特典内容

- (1) スタンプ3個
瑞浪ポーノポーク取扱店で利用可能なクーポン(500円分)
※クーポンとの交換は、1人1回限りとします。
- (2) スタンプ2個以下
取得スタンプ数に応じたノベルティ(ウェットティッシュ等)

4. 出店者の協力事項

出店者の皆様におかれましては、来場者が商品を購入された際に、スタンプラリーへの参加案内及び専用タグの読み取りのご案内にご協力をお願いいたします。

V. 店舗設備等

1. 販売ブース

- ・出店配置については事務局が決定します。
- ・1店舗あたりの販売ブースは、1店舗につき、2テント（240cm×240cm×2張）を基本とします。（テントは主催者側で準備しますが、設営、撤収のご協力をお願いします。）
- ・出店者に店名（団体名）入りの吊り看板を主催者が用意しますので、来場者に明確になるよう設置してください。また、他の出店者の邪魔にならない範囲で出店者自身が用意した看板、のぼり旗の設置も可能です。それらの備品については出店者が設置してください。

2. 会場の設備・什器等

- ・販売用のテント、テーブル×3、イス×2、給水タンク(18ℓ)、消火器、流し台、三方囲いは主催者が用意します。（冷蔵設備については、出店者側でクーラーボックスなどをご用意ください。）
- ・調理用のガスコンロやガスボンベは出店者が用意してください。
- ・火器を使用する場合は、耐火シートを用意してください。
- ・その他上記不足備品や調理に必要な備品等は出店者が用意してください。
- ・電源設備はありませんので、発電機等を出店者にて準備をしてください。
- ・店舗ごとに蓋つきのごみ箱を準備してください。
- ・その他、上記不足備品や調理に必要な備品等は出店者が用意してください。

3. 設営・撤収について

- ・出店者テント及び飲食ブースの設営、撤収にご協力ください。
- ・設営、撤収作業の時間等については、出店者説明時または文書にてお知らせいたします。

4. 搬入・搬出

- ・搬入・搬出は出店者が行ってください。
- ・搬入・搬出時間等については、出店者説明時または文書にてお知らせします。
- ・搬出完了時にPR委員会の確認を受けてください。

5. 保健所関係の手続きについて

- ・保健所の臨時営業許可申請は出店者にて行ってください。許可書のコピーを事務局まで提出してください。（イベント開催届は事務局にて提出します。）

VI. 注意事項

- ・出店申込者以外の出店(又貸し)は認めません。
- ・会場内では販売ブース以外での販売はできません。
- ・イベントに即した調理方法と提供方法を案出し、購入者の待ち時間の短縮に心がけてください。
- ・調理、販売等ブースの運営は出店者が責任を持って行ってください。
- ・交通費、宿泊費等は出店者自身で負担してください。また、商品の売れ残りについて、主催者は

責任を負いません。

- ・衛生面（特に食中毒対策）、火気の取扱い、ブースの装飾や運営、スタッフ管理、接客対応等安全管理に十分配慮してください。特にガスコンロ、ボンベ、発電機など、発火しやすいものについて適切な管理を行ってください。
- ・保健所等の指示に従わない場合は、出店をお断りさせていただきます。
- ・イベント途中で販売が終了した場合でも、販売時間中は必ず販売ブースにスタッフを配置して対応してください。
- ・出店決定後に出店辞退はできませんのでご注意ください。
- ・申込書に記載したメニュー以外の販売があった場合のほか、主催者が不適当と判断した行為があった場合は出店・販売を中止していただく場合があります。これにより生じた損害について、主催者は一切の責任を負いません。
- ・出店者の行為により事故等が生じた場合は、出店者の責任において解決するものとし、主催者は一切の責任を負いません。

VII. 出店の申込み

1. 申込方法 3通り

- ①右のQRコードから申込み。
- ②申込書をFAXまたはメールにて商工観光課まで提出。
- ③瑞浪ポーノパークPR委員会事務局(瑞浪市経済部商工観光課)窓口での申込み。



エントリーメニューを撮影した写真はメールにて事務局まで提出してください。写真については当日使用する器での撮影をお願いします。

- ・申込書を受理後、PR委員会内において審査し、事務局よりご連絡します。

2. 申込期限

令和8年6月30日(火) 必着

3. 提出先・お問合せ

瑞浪ポーノパークPR委員会事務局（瑞浪市役所商工観光課内） 担当：岩島、佐俣

TEL 0572-68-9805 FAX 0572-68-9862

メール：shoko@city.mizunami.lg.jp